

令和 6 年 7 月 11 日
東京工業高等専門学校

本校学生の自死事案に関する学校としての取り組みについて

令和 2 年 1 0 月 5 日、当時本校学生会長であった電子工学科 3 年生の学生が自ら命を絶つという大変痛ましい事案が発生しました。大切な学生の命を守ることができなかったこと、さらに、ご遺族に寄り添うことができずご心労を深めることとなったことに、深くお詫び申し上げます。

彼は 2 年続けて学生会長に選任され、平成 3 0 年度までの会計業務の問題点（領収書の不備、用途不明な購入、過剰な繰越金等）の解消をはじめ学生会の活動に尽力していました。しかし、令和 2 年の新型コロナウイルスの感染拡大の中で学生会が行う活動で生じた問題の責任は学生会執行部が負わねばならないとの懸念からの文化祭中止論と開催論との対立があり、また、各部等への配分と執行との整合を図るため発注・納品等を学生会一括で行う方式への変更も、周囲の助力の申し出はあったものの学生会長一人が行う形となりました。そのような折、令和元年度の物品購入に係るポイントの利用等の疑義が呈され、学校が委ねた会計監査が臨時に行われる中で、周囲に悩みを打ち明けられない状況下で、自ら命を絶つに至ってしまいました。

この事実経過の検証や背景・要因の解明等に関しては、独立行政法人国立高等専門学校機構に設置された第三者調査委員会で現在もなお調査が続いておりますが、本校としては、以下の方針のもと、取り組みを進めています。

1. 悲しい出来事を忘れることなく命の大切さを胸に刻み続ける
2. 学生会長一人に業務と責任が集中しないようにする
3. 学生会任せにせず学校としてきちんと学生会を支える
4. 教職員が各々の役割にとらわれず学生の立場の理解を第一とする
5. 学生が弱音を吐ける雰囲気、それを受け止められる環境を築く
6. 学生の訴えに組織的に対処する

主体性を重んじた教育活動の中で社会との接点も増え、部活動等も含めた学生生活や寮生活の中で様々な関係性が生まれることは、高等専門学校のよさではあります。一方で、学生は中学校卒業後の思春期にあり、寮生活をはじめ初めての経験も多い時期です。心の変化と環境の変化が相俟って、不安や悩み、葛藤や無理を抱えやすく、しかも、その感じ方に平均があるものではないことを前提としなければなりません。

そのような時に弱音を吐けたり安らぎを得たりできる環境ができるだけ複数あることが重要と考えますが、保護者、指導教員や同級生などに普段と違う姿を見せたり心配かけさせたりしにくい面もあります。そのため、学生としての活動を支える学校・教職員として、学生の立場の理解を第一に誰に対しても等しくフラットに支える姿勢を持つとともに、ウェルネスセンター、それぞれの学生にとって話しやすい教職員などのナナメの関係も含め、相談を受け止められる環境の構築に全力で努めてまいります。

ただ、この取り組みは現時点のものであり、今後、第三者調査委員会の調査結果等を踏まえ随時見直してまいります。

また、本校の取組については、ご遺族とも協議しながら着実な進捗に努めてまいります。

【取組方針】

1. 悲しい出来事を忘れることなく命の大切さを胸に刻み続ける

○令和6年7月に、本校鰯田会館横に向日葵の花壇を設置し、毎年その植栽を続けることを通じて、教職員が悲しい出来事を忘れることなく、命の大切さを胸に刻み、大切な命を守る決意を持ち続けるようにします。

2. 学生会長一人に業務と責任が集中しないようにする

○令和3年度から、学生会の各部門の代表が対等な立場で議論する代表者会を中心とした学生会組織への見直しを試行しており、各組織の役割を明確にしながら一人に業務と責任が集中しない体制とします。

○令和3年度から会計処理の見直しを行い、出納管理や執行を学校側で行うことで、学生が直接現金を扱う場面を減らし、学生の業務負担を減らします。

3. 学生会任せにせず学校としてきちんと学生会を支える

○令和5年度から学生会役員も参加する学生主事・主事補連絡会を置き、主事、主事補及び事務部職員が連携して、学生会の意見を聴きながら学生会をサポートする体制を構築します。

4. 教職員が各々の役割にとらわれず学生の立場の理解を第一とする

○教員が学生の状況を総合的に把握し、学生との人格的な触れ合いを通じて指導することの重要性は徹底してきていますが、令和6年度から、生徒指導、教育相談、教育心理等の専門家を招いた研修を全教員を対象に行い、誰に対してもフラットに、一人一

人の学生の立場に立った共感的理解に基づいて接するようにします。

5. 学生が弱音を吐ける雰囲気、それを受け止められる環境を築く

- 令和5年度から、ウェルネスセンターの位置づけを明確化し、健康面、メンタル面も含めた学生支援のワンストップ相談窓口とするとともに、令和6年度から、校長も含めて全教員が設定したオフィスアワーを、授業科目やその他学校生活全般について学生が質問や相談できるよう学生に開かれた時間と位置づけ、それぞれの学生にとって話しやすい教職員が相談を受け止められる環境づくりに努めます。

6. 学生の訴えに組織的に対処する

- いじめやハラスメントなどの学生の相談や訴えをそれぞれの担当委員会に報告する手続きを明確化し全学生・教職員に周知していますが、令和6年度から内部統制担当副校長を置くことに加え、校内にプロジェクトチームを設置し、当事者目線で迅速に対処・情報共有できる体制を検討し、構築していきます。